

## 二宮町子どもも大人も輝く心身きらり条例

二宮町は、温暖な気候、吾妻山からの眺望と散策路、里山風景にみる四季のうつろい、潮騒など、人々の五感を喚起する自然環境に恵まれ、長きにわたり長寿の里として親しまれてきた。しかし時代とともに、核家族化や情報機器の飛躍的普及といったライフスタイル、食・運動・睡眠などの生活習慣、子どもの遊びなどを取りまく環境が変わってきた。成人においては平均寿命の延伸に伴い糖尿病などの生活習慣病や癌、認知症など、医療・介護を必要とする人が増え、子どもにおいては体力低下や生活習慣病の低年齢化が進み、あらゆる世代において、心の健康を損なう傾向もみられる。また、乳幼児・障がい者・高齢者の支援者が疲弊する場面が生じている。健康は個人や家族で管理すべきものと捉えられていたが、社会的な課題としても取り組まれるようになり、二宮町では健康づくりを推進するため、基本的な各計画に基づいて諸施策を進めてきた。

誰もが持続可能な地域社会を形成する一人として、生涯にわたって心も身体もきらりと輝いて生きることを目指し、健康づくりはさらに継続的、計画的、総合的に行われ、かつ創造的でなければならない。私たちは、わが町において、「心身きらり」の実現ができると確信し条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、心身きらりを目指し、基本理念を定め、町民及び町の責務並びに地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 心身きらり 心と身体がともに健康である状態をいう。
  - (2)健康づくり 心と身体の健康の維持及び増進を図るための取り組みをいう。
  - (3) 町民 町内に居住する者、通勤通学する者、町内で事業を行う者をいう。
  - (4) 運動 体力の維持及び向上を目的として計画的又は意図的に実施するものをいう。
  - (5) 地域活動団体 町内において健康、福祉等に携わる団体をいう。
  - (6) 事業者 町内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。 (基本理念)
- 第3条 心身きらりの実現は、幸福を追求する礎のひとつであり、生涯にわたり人と つながり安心して心豊かな生活を営むことである。誰もが、あらゆる機会とあらゆ る場面において、主体的に健康づくりに取り組む地域社会の実現をめざす。 (町民の責務)
- 第4条 町民は、健康づくりに対する関心および理解を深め、自らの健康状態を把握し、状況に応じた対策及び生活習慣の向上を図るよう努めるものとする。

- 2 町民は、健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。 (町の青務)
- 第5条 町は、この条例の趣旨を踏まえつつ、健康づくりに関する施策を策定し、計画的かつ効果的に実施し、町民の健康づくりを推進するものとする。
- 2 町は、健康づくりに関する町民、地域活動団体及び事業者の意識の向上を図るよう努めるものとする。
- 3 町は、健康づくりを推進するため、町民、地域活動団体、事業者の意見を反映さ せ環境の整備を図るものとする。
- 4 町は、町民、地域活動団体及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、情報提供、意見交換及び学習の機会を設けるものとする。
- 5 町は、町民の健康状態等に関する調査及び分析を行うとともに、施策を評価し公 表するものとする。
- 6 町は、健康づくりの推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ず るよう努めるものとする。
- 7 町は、健康づくりを推進するために、国、県、他の市町村等と連携を図るよう努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

- 第6条 地域活動団体は、町民、町、他の地域活動団体及び事業者との緊密な連携を 図り、健康づくりに関する活動を行い、互いに協力するよう努めるものとする。 (事業者の役割)
- 第7条 事業者は、その事業に従事する者の健康に配慮した職場環境の整備に努める とともに、健康づくりに関する活動を行い、施策に協力するよう努めるものとす る。

(心身きらり推進期間)

第8条 町は、町民の関心と理解を深めるため、心身きらり推進期間を設けるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成年月日から施行する。

## 二宮町子どもも大人も輝く心身きらり条例 (案) 補足解説

## ○第2条~第3条(定義・基本理念)

(解説) 運動とは、勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、余暇時間の散歩や体を動かすことを伴う趣味やストレッチなど、それぞれの年齢、性別及び健康状態に応じて計画的又は意図的に行う身体活動すべてを含むものとしています。 乳幼児、障がい者、高齢者等の支援に関する施策とは、本人への支援はもちろんのこと、支える保護者や家族等が疲弊しないための対策も含まれます。

## ○第4条~第5条(町民の責務・町の責務)

(解説) 町民の健康づくりは、町の施策として位置付けられ、食生活、運動、休養、 飲酒・喫煙、歯の健康等、その他生活全般にかかわるものであることから、各 部署が互いに連携した取り組みが不可欠です。

町は、施策の策定と実施に当たり町民、関係団体、事業者及び医療関係者と 町の間の情報共有・交流をすすめます。

町の健康に関する施策は、二宮町健康増進計画・食育推進計画、二宮町子ども・子育て支援事業計画、二宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、二宮町障害者福祉計画、二宮町地域福祉計画、二宮町総合計画などに基づくものです。